

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

岩手県人事委員会



人 委 職 第 135 号

令和 8 年 10 月 20 日

岩手県議会議長 城内 愛彦 様
岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第 1 報告	1
I はじめに	1
II 職員の給与に関する事項	1
1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件	1
(1) 職員の給与等の状況	1
(2) 民間給与の状況	5
(3) 物価及び生計費	7
2 職員の給与水準	7
(1) 職員給与と民間給与との比較	7
(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較	8
3 人事院の給与等に関する報告及び勧告	9
4 本年の給与改定等	11
(1) 給料表	11
(2) 初任給調整手当	12
(3) 宿日直手当	12
(4) 期末手当及び勤勉手当	12
(5) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当	13
(6) その他の課題等	13
III 公務運営に関する事項	15
1 人材の確保及び育成	15
(1) 有為な人材の確保	15
(2) 人材育成及び活躍推進	18
2 職員の幸福の実現に向けた働き方改革と勤務環境の整備	21
(1) 仕事と生活の両立支援	21
(2) 長時間勤務の解消等	22
(3) ハラスメント防止対策	25
(4) 心身の健康増進	27
IV おわりに	29
別紙第 2 勧告	30
附属資料	

報 告

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与について、その実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

「令和 8 年職員給与実態調査」によると、本年 4 月 1 日現在における職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は15,447人であり、昨年に比べ318人（2.0%）の減少となっている。
給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で198人の減少となっている。

給 料 表 別 職 員 数

区 分	令和8年 4月	令和7年 4月	比 較 増 減	区 分	令和8年 4月	令和7年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	15,447人	15,765人	△318人	研 究 職 給 料 表	171人	174人	△3人
行 政 職 給 料 表	4,476	4,508	△32	医 療 職 給 料 表 (1)	23	24	△1
公 安 職 給 料 表	2,035	2,061	△26	医 療 職 給 料 表 (2)	102	101	1
教 育 職 給 料 表 (1)	2,910	2,965	△55	医 療 職 給 料 表 (3)	96	100	△4
教 育 職 給 料 表 (2)	5,634	5,832	△198				

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき採用された職員（定年
前再任用短時間勤務職員）、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（暫定再任用職員）、
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき採用された職員（任期付研究
員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定に基づき採用さ
れた職員（任期付職員）は、含めていない（以下同じ。）。

2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び
市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、当分の
間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給
与水準が設定されていること等から、これらの項により給料月額が決定される職員は、含めてい
ない（以下同じ。）。

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあっては、同条例における教育
職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている（以下
同じ。）。

次に、職員の平均年齢は42.2歳で、昨年に比べ0.3歳低くなっており、給料表別にみ
れば、教育職給料表(1)適用者の45.2歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.5歳が最
も低くなっている。

給 料 表 別 平 均 年 齢

区 分	令和8年 4月	令和7年 4月	比 較 増 減	区 分	令和8年 4月	令和7年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	42.2歳	42.5歳	△0.3歳	研 究 職 給 料 表	42.7歳	43.6歳	△0.9歳
行 政 職 給 料 表	40.6	40.8	△0.2	医 療 職 給 料 表 (1)	44.2	45.9	△1.7
公 安 職 給 料 表	37.5	37.3	0.2	医 療 職 給 料 表 (2)	41.7	42.0	△0.3
教 育 職 給 料 表 (1)	45.2	45.3	△0.1	医 療 職 給 料 表 (3)	38.7	38.8	△0.1
教 育 職 給 料 表 (2)	43.6	44.2	△0.6				

また、年齢階層別にみると、55歳以上の階層が3,013人と最も多く、次いで50歳から54歳までの2,633人となっている。

年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区 分	令和8年4月		令和7年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	15,447人	100.0%	15,765人	100.0%	△318人	－%
19歳以下	107	0.7	100	0.6	7	0.1
20歳～24歳	1,161	7.5	1,154	7.3	7	0.2
25歳～29歳	1,912	12.4	1,902	12.1	10	0.3
30歳～34歳	1,780	11.5	1,748	11.1	32	0.4
35歳～39歳	1,457	9.4	1,384	8.8	73	0.6
40歳～44歳	1,441	9.3	1,535	9.7	△94	△0.4
45歳～49歳	1,943	12.6	2,064	13.1	△121	△0.5
50歳～54歳	2,633	17.1	2,803	17.8	△170	△0.7
55歳以上	3,013	19.5	3,075	19.5	△62	0.0

イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は412,037円であり、昨年に比べ12,852円（3.2％）の増加となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は372,678円であり、昨年に比べ10,212円（2.8％）の増加となっている。

給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区 分	令和8年4月(A)	令和7年4月(B)	比較増減(A-B)	比率(A-B)/B×100
全 給 料 表	412,037円	399,185円	12,852円	3.2%
行政職給料表	372,678	362,466	10,212	2.8
公安職給料表	384,070	370,428	13,642	3.7
教育職給料表(1)	447,694	431,705	15,989	3.7
教育職給料表(2)	434,509	420,666	13,843	3.3
研究職給料表	408,527	397,938	10,589	2.7
医療職給料表(1)	862,689	843,397	19,292	2.3
医療職給料表(2)	392,261	377,719	14,542	3.8
医療職給料表(3)	360,255	348,199	12,056	3.5

(注) 給与月額は、給料月額に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は20.4年で、昨年に比べ0.5年短くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(1)適用者の22.6年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の16.1年が最も短くなっている。

給料表別平均経験年数

区 分	令和8年 4月	令和7年 4月	比 較 増 減	区 分	令和8年 4月	令和7年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	20.4年	20.9年	△0.5年	研 究 職 給 料 表	20.0年	20.8年	△0.8年
行 政 職 給 料 表	19.6	19.8	△0.2	医 療 職 給 料 表 (1)	19.8	21.9	△2.1
公 安 職 給 料 表	16.9	16.8	0.1	医 療 職 給 料 表 (2)	18.5	18.8	△0.3
教 育 職 給 料 表 (1)	22.6	22.7	△0.1	医 療 職 給 料 表 (3)	16.1	16.2	△0.1
教 育 職 給 料 表 (2)	21.1	21.7	△0.6				

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性57.0%、女性43.0%であり、昨年に比べ女性の割合は0.4ポイントの増加となっている。

給料表別性別職員数及び構成比

区 分	令和8年4月				令和7年4月				比較増減			
	男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
全 給 料 表	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全 給 料 表	8,802	57.0	6,645	43.0	9,043	57.4	6,722	42.6	△241	△0.4	△77	0.4
行 政 職 給 料 表	2,883	64.4	1,593	35.6	2,943	65.3	1,565	34.7	△60	△0.9	28	0.9
公 安 職 給 料 表	1,783	87.6	252	12.4	1,807	87.7	254	12.3	△24	△0.1	△2	0.1
教 育 職 給 料 表 (1)	1,555	53.4	1,355	46.6	1,597	53.9	1,368	46.1	△42	△0.5	△13	0.5
教 育 職 給 料 表 (2)	2,394	42.5	3,240	57.5	2,503	42.9	3,329	57.1	△109	△0.4	△89	0.4
研 究 職 給 料 表	121	70.8	50	29.2	123	70.7	51	29.3	△2	0.1	△1	△0.1
医 療 職 給 料 表 (1)	18	78.3	5	21.7	21	87.5	3	12.5	△3	△9.2	2	9.2
医 療 職 給 料 表 (2)	41	40.2	61	59.8	39	38.6	62	61.4	2	1.6	△1	△1.6
医 療 職 給 料 表 (3)	7	7.3	89	92.7	10	10.0	90	90.0	△3	△2.7	△1	2.7

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.3%、高校卒18.3%、中学卒0.0%（0.01%）であり、大学卒、短大卒及び高校卒において昨年に比べ人員は減少しているが、構成比は同一となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数

区 分	令和8年4月		令和7年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	11,958人	77.4%	12,202人	77.4%	△244人	0.0%
短 大 卒	660	4.3	671	4.3	△11	0.0
高 校 卒	2,828	18.3	2,891	18.3	△63	0.0
中 学 卒	1	0.0	1	0.0	0	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

(2) 民間給与の状況

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所416（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した117の事業所を対象に、「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の3,066人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、84.2%と非常に高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。（層化）
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。（無作為抽出）

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で21.3%（昨年18.9%）、高校卒で25.8%（同20.0%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で73.6%（同76.8%）、高校卒で87.9%（同89.8%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で245,421円（同229,152円）、高校卒で203,214円（同195,268円）となっている。

（附属資料 第18表及び第19表 参照）

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で68.3%（昨年68.5%）、課長級では64.5%（同64.5%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で4.0%（同1.9%）、課長級では5.2%（同2.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同0.0%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で94.1%（同95.6%）、課長級では90.4%（同93.9%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で43.9%（同47.4%）、課長級では42.4%（同47.2%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で3.7%（同3.4%）、課長級では3.8%（同2.1%）となっている。

給 与 改 定 の 状 況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の 慣 行 なし
係 員	68.3%	4.0%	0.0%	27.7%
課 長 級	64.5%	5.2%	0.0%	30.3%

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

定 期 昇 給 の 実 施 状 況

項 目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 中 止	
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	94.1%	94.1%	43.9%	3.7%	46.5%	0.0%	5.9%
課 長 級	90.4%	90.4%	42.4%	3.8%	44.2%	0.0%	9.6%

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市で2.6%、全国で1.4%の増加となっている。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ190,740円、218,950円及び247,160円となっている。

(附属資料 第23表及び第24表 参照)

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレス方式により精密に比較したところ、その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,152円（2.98%）下回っている。

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 較 差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) — (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
385,238円	374,086円	11,152円	2.98%

(注) 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額（A）と、実際に支給されている職員給与の支給総額（B）とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額（Ⅱの1の(1)のイ）及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額（Ⅱの2の(1)のイ）とは異なるものである。

$$\text{公民較差}(\%) = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.70月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.65月分）が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.05月分下回っている。

民間における特別給の支給状況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	342,820 円
	上半期（A2）	358,638 円
特別給の支給額	下半期（B1）	798,553 円
	上半期（B2）	851,012 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.33 月分
	上半期（B2/A2）	2.37 月分
	計	4.70 月分

（注） 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和7年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.6となっている。

国家公務員及び他の都道府県職員との比較

区 分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	99.6	100.0	99.7	96.8～100.2

(注) ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国を100として比較したもので、令和7年4月1日現在の総務省公表値である(令和8年4月の指数は未公表)。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月7日に、国会及び内閣に対し、「公務員人事管理に関する報告」、「職員の給与に関する報告」、「職員の給与の改定に関する勧告」、「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告」及び「国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出」を行った。

その概要は、次のとおりである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者か否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
【対象】
・令和9年度経験者採用試験
・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

4 本年の給与改定等

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を15,056円(3.51%)下回っていることから、民間給与との均衡及び民間の動向や公務における人材確保の重要性等を踏まえ、初任給を引き上げるとともに、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定を行い、俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2の(1)のAのとおり、本年4月時点の行政職給料表適用者の月例給が民間給与を11,152円(2.98%)下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間や国の動向、公務における人材確保の重要性等を踏まえ、初任給を引き上げるとともに、各組織の業務遂行において重要な役割を担って

いる中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定を行い、給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することが適当である。

任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

また、人事院においては、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）の基準俸給月額について、民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給の状況を踏まえ、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行うこととした。

本県の再任用職員の月例給についても、人事院の改定内容を踏まえ、月例給の引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

また、令和7年の人事院勧告に基づき創設された第二種初任給調整手当について、本県の職員の在職実態等を踏まえ、手当の必要性を含め検討する必要があると考える。

(3) 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告等を踏まえ、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 支給月数の改定

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.65月分）が、令和7年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合（4.70月分）を下回っていることから、民間との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

なお、支給期への配分については、本年度は12月期に配分し、令和9年度以降は、6月期及び12月期に均等になるよう配分する。

定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当についても、職員と同様に支給月数を引き上げることが適当である。支給期への配分については、職員と同様とする。

任期付研究員の期末手当については、職員と同様に支給月数を引き上げることが適当である。支給期への配分については、職員と同様とする。

イ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

人事院においては、複雑・困難化する行政課題への対応に当たり、高度の専門性を有する人材の給与水準を確保するため、特定任期付職員の勤勉手当については、人事院の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて支給することができることとした。

本県においても、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材確保の観点から、人事院勧告に準じて所要の措置を講ずることが適当である。

(5) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

人事院においては、近年、働き方や価値観の多様化により、転勤を行うことによる経済的な負担が、職員が転勤を敬遠する大きな理由となっていることを踏まえ、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着を図るため、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設するほか、広域異動手当の支給割合の引上げや特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署を拡大することとした。

広大な県土を有する本県においても、人材の確保・定着や円滑な組織運営の観点から、職員の転勤に伴う負担の軽減を図る必要があることから、国が新設する転居に関する手当について、関係法令の改正に応じて措置を講ずることが適当である。また、単身赴任手当をはじめとする転勤に係る手当については、国の動向や本県の実情を踏まえ、必要な検討を行うことが適当である。

さらに、人事院においては、今後転勤に関する手当を再編・統合し、新たに転勤に関する総合的な手当を設け、給与上のインセンティブを向上させることを目指すとしており、措置の内容については、職務・職責を重視した給与体系と一体で令和9年夏に報告することができるよう、検討を進めるとしていることから、本県においても今後の国の動向を注視していく。

(6) その他の課題等

ア 職務・職責をより重視した新たな給与体系の構築

人事院においては、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するための措置の骨格を示したところであり、令和9年夏に具体的な内容を報告することとしている。

本県においても、人材獲得競争が激化する中、多様で有為な人材の確保・定着を図るためには、職務・職責、能力、経験及び実績に応じた処遇を確保していくことが

重要であることから、人事院が示す具体的な措置内容について、他の都道府県の動向も注視しつつ、本県の実情等を踏まえ、引き続き検討する必要がある。

イ 教育職員の給与

教育職員の給与については、令和6年8月に取りまとめられた中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下「中教審答申」という。）を受け、令和7年6月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）等を踏まえ、本県においても令和7年度から教職調整額の引上げ等教育職員の給与の見直しを段階的に行っているところである。

中教審答申においては、教職の重要性を踏まえ教職調整額の引上げの必要性について言及する一方、負担と処遇のバランスに配慮しながら、特別支援学級等の教師に係る給料の調整額による処遇の在り方等を検討することが考えられる旨の言及がなされており、その趣旨を踏まえ、給料の調整額の調整数を段階的に引き下げる方針が国から示されている。また、他の都道府県においても、特別支援学校等に勤務する教育職員に支給される給料の調整額を引き下げることが検討されているところである。

本県においても、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に基づき、他の都道府県における見直しの内容を十分に踏まえながら、給料の調整額について適切な見直しを行うことが適当である。

ウ 会計年度任用職員の扶養手当及び住居手当

人事院において、任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、扶養手当及び住居手当に相当する給与を支給するよう努めることとされたことを受け、地方公務員についても、任期が相当長期にわたる会計年度任用職員に対し、扶養手当及び住居手当を支給する必要がある旨が国から示されたことから、その趣旨を踏まえ、本県の実情を考慮しつつ対応を検討する必要があると考える。

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の多発化・大規模化、生成A I等の技術革新の急速な進展、社会経済情勢や国際情勢の急激な変化など、本県を取り巻く環境は、大きく変化している。

こうした中、複雑化・多様化・高度化する行政課題に対応できる人材の確保及び育成は、引き続き県政運営における重要課題となっている。

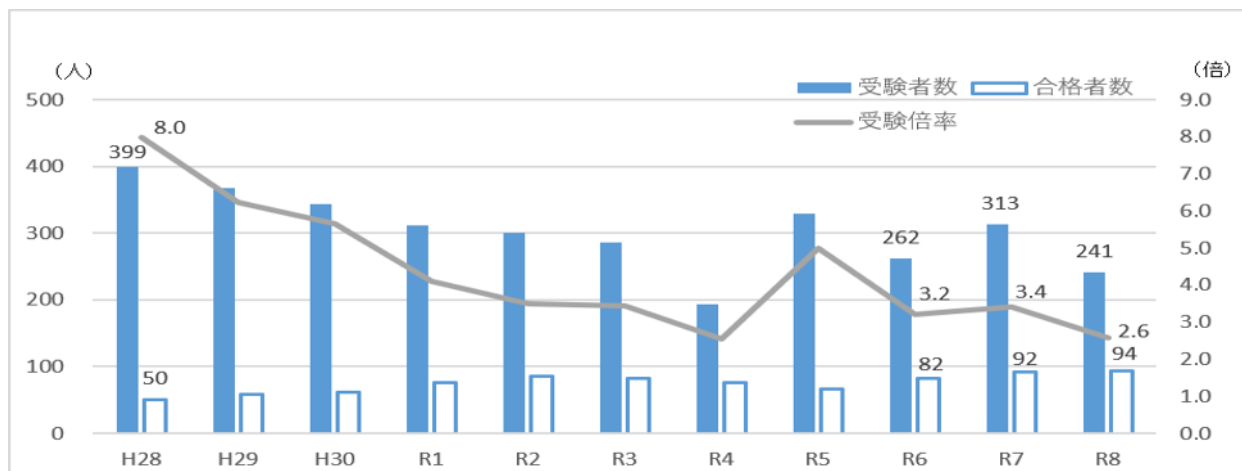
しかしながら、受験年齢層の人口減少や採用活動の早期化、就業意識の多様化、国や他の地方公共団体、民間企業等との人材獲得競争の激化などにより、本県の人材確保は、依然として非常に厳しい状況が続いている。特に、一部の専門職においては、必要な職員数を確保できない状況が続いている。

人事院においては、今後も激しい人材獲得競争が続くことが見込まれる中で優秀な人材を確保するため、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」、「誰もが挑戦できる開かれた公務」、「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」の4つの柱を軸に、人事制度の改革をより一層加速させていくとしている。

特に、本府省幹部職員等について、他の職員に先行し、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直し、実力本位の人事制度を構築することとしている。

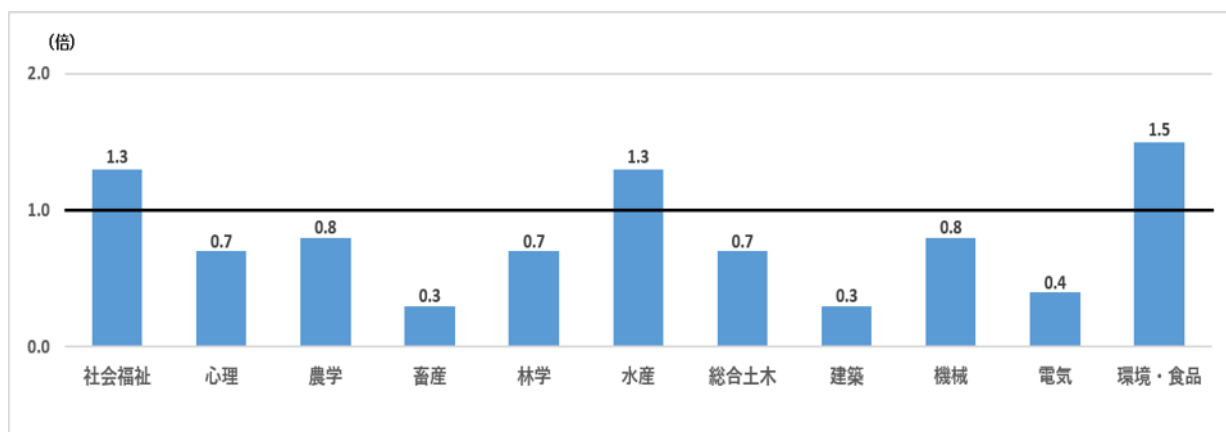
こうした状況を踏まえ、本県においても、多様で有為な人材が岩手県職員を志し、高い使命感とやりがいを持って働き続けられるよう、人材確保策、勤務環境の整備、給与制度の見直しなどのあらゆる施策を総合的かつ一体的に推進し、「選ばれる」魅力ある岩手県庁の実現に向け取り組んでいく必要がある。

一般行政職採用試験（Ⅰ種）の受験倍率等の推移



(注) 令和8年度はアピール試験型秋試験を除く。

専門職採用試験（Ⅰ種）の採用予定者数に対する受験者数の倍率（R8）



（注）アピール試験型秋試験を除く。

（任命権者の取組）

任命権者においては、インターンシップの受入れの拡充や高等学校での説明会、OB・OG訪問の受入れ等を通じ、県職員への関心を高めるための取組を進めている。

また、採用内定者ガイダンスの開催や、LINE・内定者限定のホームページによる定期的な情報発信、OB・OGアドバイザーによる相談対応など、合格者の内定辞退防止にも取り組んでいる。

さらに、採用が困難な専門職の確保については、試験研究機関の見学会や、高校生向けの工事現場での体験会の開催などの魅力発信に加え、本年度から社会人経験者や民間企業等との併願者を対象とした試験（Ⅰ種試験（アピール試験型））に社会福祉等の5職種を追加するとともに、最終合格後に大学院進学を希望する者に対しては、大学院進学後の採用を可能とする制度を全職種に拡大するなど、本委員会と連携し、試験制度の見直しも行ったところである。

こうした取組に加え、フレックスタイム制や在宅勤務制度の更なる活用を促進し、柔軟な働き方ができる勤務環境の整備も進めるなど、多様で有為な人材の確保に向け、総合的な取組を推進している。

（任命権者への要請）

任命権者においては、引き続き、本委員会と連携を密にしながら、職場の魅力や県職員の業務のやりがいを経営的に情報発信するとともに、各種説明会やインターンシップの充実・強化を図り、学生等の志望意欲を喚起していく必要がある。

また、本年度に新設したⅠ種試験（アピール試験型秋試験）は大学3年生も受験が可能であり、合格者を採用につなげるまでのフォローアップがより一層重要となっていることから、県職員の魅力発信や採用に対する不安の解消など、採用予定者のニーズを把握しながら内定辞退防止の取組を進めていく必要がある。

さらに、本県や他の都道府県等での職務経験を有する者を対象とした採用選考は、専門性を有した即戦力の確保や偏在が見られる職員年齢構成の是正につながるもので

あり、安定的な組織運営を図る上で非常に有効であることから、積極的な活用を進めていく必要がある。

こうした取組に加え、長時間勤務の解消や柔軟な働き方の推進、仕事と生活の両立支援など、職員が働きやすい勤務環境やオフィス環境等の整備・充実を進めることにより、公務の魅力を高め、人材の確保及び定着を図っていくことも重要である。

障がい者の採用については、任命権者において、「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がい者の計画的な採用を行っており、令和7年度においては、障がい者を対象とした任期付短時間勤務職員の採用選考を新たに実施したところである。

法定雇用率の引上げにより、障がい者雇用の更なる拡大が求められていることから、障がいのある職員が、その能力や適性を最大限発揮できるよう職域や業務について引き続き検討するとともに、受け入れる組織においても、一人ひとりの障がい特性や個性に応じた配慮等を行うことにより、働きやすい勤務環境の整備を進めていく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、これまで、試験制度について、社会人経験者や民間企業等との併願者を対象とした新たな試験の導入や、勤務地を沿岸・県北地域に限定した職種区分の新設、試験実施時期の早期化、試験内容の見直し、受験年齢要件の緩和等、受験者の拡大に向け、様々な見直しを図ってきた。

広報活動については、オンラインによる業務説明会の開催や、大学や高等学校、民間が主催する就職説明会への参加、ホームページ・SNSを活用した情報発信等を通じて、県職員の魅力や仕事内容、やりがいなどの積極的な発信に努めてきた。

令和7年度においては、社会人経験者等を対象とした試験について、全国の主要都市に設置する試験会場から受験者が選択した日時・会場で受験できるテストセンター方式を導入するとともに、採用が困難な専門職種の試験内容の見直し等に取り組んだ。

併せて、給与面については、若年層に重点を置きつつ、給料表全体の水準の引上げを行ったほか、交通用具使用者の支給月額の限度額の引上げや、駐車場等の利用に対する手当を新設するなど、採用市場における競争力の向上を図り、潜在的志望者層にも訴求し得るよう、給与面の処遇改善も行った。

さらに、本年度においては、Ⅰ種試験（アピール試験型）について、大学3年生も受験可能な秋試験を新設するとともに、オンライン受験を導入したほか、募集職種を拡大した。加えて、Ⅰ種試験（専門試験型）では行政職で試験を統合し、受験者の負担軽減を図ったほか、Ⅱ種試験に専門職を新設するなど、試験制度の抜本的見直しを図り、受験機会の拡大に取り組んだ。

また、東北6県、北海道の大学や短期大学等を訪問し、見直した試験制度の周知を行うなど、受験者の更なる確保に努めているところである。

こうした取組により、Ⅰ種試験全体の受験者数は、アピール試験型を導入した令和5年度以降、概ね横ばいで推移し一定数を確保しているが、一部の専門職については、民間企業等との激しい人材獲得競争により、必要な職員数を確保することが極めて困難となっている。

「選ばれる」魅力ある岩手県庁の実現に向け、任命権者と連携のもと、県職員の魅力や試験制度の周知等について、様々な広報媒体を効果的に組み合わせて情報発信するとともに、大学訪問等により、学生の就職動向を的確に把握し、受験者のニーズを踏まえた試験制度の見直しについて、これまでの取組の効果検証を行いながら引き続き検討を進めていく。

障がい者の採用選考に当たっては、受験者の要望を踏まえ、手話通訳や点字試験の実施等の障がいの特性を踏まえた配慮を行っているところであり、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の確保に取り組んでいく。

(2) 人材育成及び活躍推進

複雑化・多様化・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様な知識、経験及び価値観を有する職員一人ひとりが高い使命感とやりがいを持って能力を十分に発揮できる組織づくりを推進していくことが重要である。そのためには、職員が働きやすさと成長を実感しながら意欲的に職務に取り組むことができる職場環境を整備していく必要がある。

職員の育成に当たっては、ライフスタイルや働き方に対する価値観の多様化に加え、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、職員一人ひとりが主体的に学び、能力開発に取り組むことができる環境を整備していくことが重要である。そのため、職員の職位、経験、適性及びキャリア志向に応じた計画的かつ体系的な育成を進めるとともに、若年層から中堅・高齢層まで、全ての世代の職員が継続的に成長し、その能力を発揮できるよう、研修機会の充実やキャリア形成支援などの取組を推進していく必要がある。

また、管理職員においては、多様な人材の力を最大限に引き出し、組織の成果につなげるマネジメントが求められている。このため、部下の育成やキャリア形成支援に加え、組織運営や業務改善を推進するマネジメント能力の向上に向けた取組を一層進めていく必要がある。

加えて、今後さらに人材確保が厳しさを増すことが見込まれるほか、職員の年齢構成の偏在が見られる中、限られた人員体制のもと、複雑化・多様化・高度化する行政課題に的確に対応し、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、職員の人材育成と人材確保を一体的に進めていくことが重要である。能力・実績を重視した人事管理を推進し、年齢や従来慣行にとらわれない人材活用を進めることにより、全体の組織力向上を図っていく必要がある。

さらに人事院においては、シニア職員の活躍を支える観点から、給与水準を含む人事管理制度に関連する制度について、一体的な検討を加速することとしている。

本県においても、中堅層職員が少ない職員構成において、60歳を超える職員が高いモチベーションを持ちながら、能力及び経験を十分に発揮できるよう、職務上の役割や能力・実績に応じた処遇を目指していくことが重要である。

（任命権者の取組）

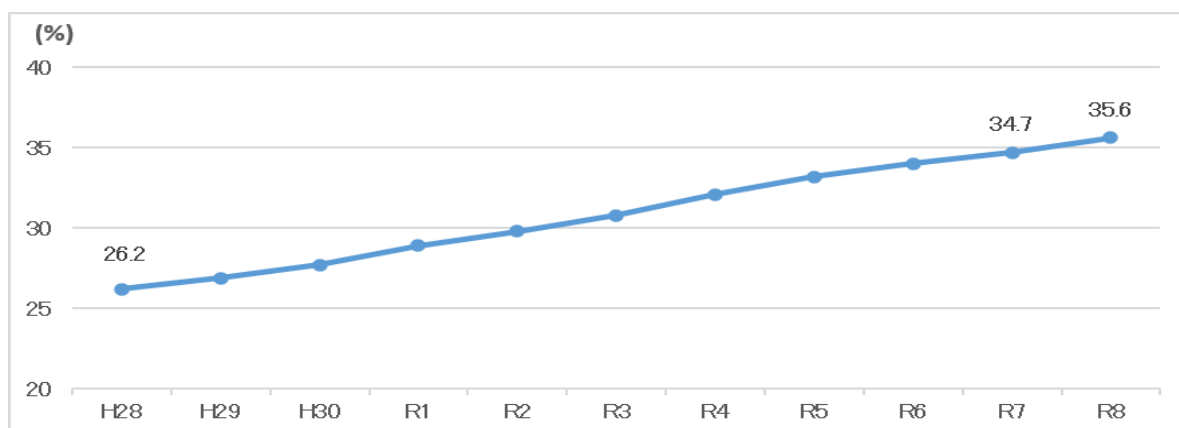
任命権者においては、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる目指す職員像である「地域の課題解決に向け、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員」の育成に向け、研修体系の整備や研修内容の充実などに取り組んでいる。

令和7年度においては、グループリーダーの早期育成を目的とした「主査3年目研修」（本年度からは「新任担当総括主査研修」に研修名を変更）を新設し、研修内容の充実・強化を図るなど、職員一人ひとりの成長や活躍に向けた支援や環境を整備したところである。

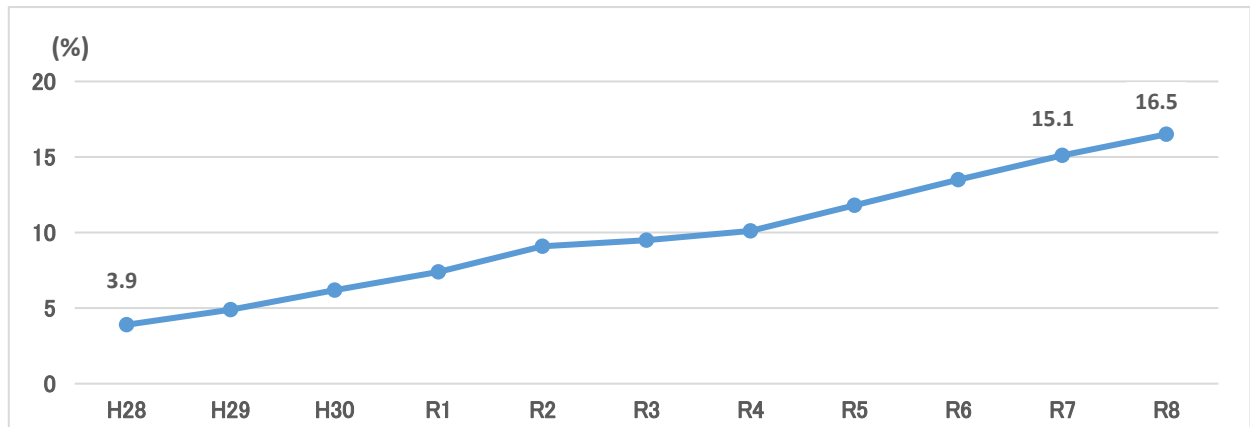
さらに、本年度においては、社会人経験採用者のスムーズな職場適応と即戦力化に向け、社会人経験者向けの新採用職員研修を新設するとともに、管理職員向けに、若手職員の能力段階に応じた指導スキルやコミュニケーションスキルの習得を目的とした研修を実施するほか、ハラスメント対策の強化として、働きやすい環境づくりをテーマとした講義を全ての階層で実施するなど、職位やキャリア形成に応じた計画的かつ体系的な人材育成を推進している。

女性職員の活躍推進については、本年度の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は35.6%、管理職員に占める割合は16.5%と、それぞれ増加傾向にあるが、本年策定した「次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画」においては、管理職員に占める女性の割合を令和12年度までに20%とする目標を定めるとともに、新任の管理職員が仕事をする上での不安や働き方に関する悩みを先輩の管理職員に相談できる体制の整備を推進している。

行政職給料表適用者に占める女性職員の割合の推移



行政職給料表適用者のうち管理的地位（総括課長級以上）にある職員に占める女性職員の割合の推移



（任命権者への要請）

若年層を中心に離職者が増加傾向にある中、職員の定着を図るためには、若手のうちから成長を実感でき、採用年次等に捉われず実力本位で挑戦できる能力開発の推進が求められている。

そのためには、生成A I等の技術革新や社会情勢の変化・行政課題の複雑化に対応した、より実践的な業務遂行能力を習得できるよう、職員の成長を支える中長期的な視点に立った研修の体系化に取り組んでいく必要がある。

また、職員構成として中堅層が少ない状況を踏まえ、グループリーダーを担う職員のマネジメント力向上に引き続き取り組んでいく必要がある。

加えて、定年年齢の引上げに伴い、60歳を超える職員が今後増加していくことから、その豊富な知識や技術、経験等を活用し、次の世代に継承していくとともに、それぞれの職務・職責に応じ、その能力を十分に発揮し、高いモチベーションを持ちながら職務に従事できるよう、本県の職員の在職実態も踏まえた勤務環境の整備を行っていく必要がある。

女性職員の活躍推進については、引き続き、意欲や能力のある女性職員の積極的な登用を進めるとともに、女性リーダーの養成やキャリア形成等に関する研修の充実、ジョブローテーションによる段階的な能力向上などを通じ、女性活躍に向けた勤務環境の整備に取り組んでいく必要がある。

（人事委員会の対応）

人事院においては、職員の主体的な学びや多様な経験の機会を確保するため、本年7月から自己啓発等休業の対象となる国際貢献活動の範囲を拡大するとともに、更なる学びや経験の機会の確保に向け、自己啓発等休業の事由拡大について検討を進めることとしている。

行政課題の複雑化・高度化や専門的知見の重要性が高まる中、職員が主体的に学び続け、その成果を公務に還元できる環境を整備することは重要である。自己啓発等休業制度は、職員の能力向上や成長を支援するとともに、多様で有為な人材が活躍でき

る職場づくりにも資するものであることから、本委員会においても、国の制度改正の内容や運用状況、他の都道府県の動向等を踏まえ、自己啓発等休業制度の充実に向けて必要な検討を進めていく。

2 職員の幸福の実現に向けた働き方改革と勤務環境の整備

職員一人ひとりが心身ともに健康で、意欲を持ってその能力を最大限に発揮できる勤務環境の整備は、複雑化・多様化・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供するための基盤となるものである。

加えて、職員の職務満足度や幸福度の向上につながるものであり、ひいては組織パフォーマンスの向上や多様で有為な人材の確保・定着にも資することから、極めて重要である。

こうした勤務環境の整備をより一層推進するため、引き続き、仕事と生活の両立支援や、長時間勤務の解消等、ハラスメント防止対策、心身の健康増進に重点的に取り組んでいく必要がある。

(1) 仕事と生活の両立支援

人事院においては、育児や介護に限らず様々な事情を抱える職員の勤務継続を支援するための無給休暇の新設、代休日の指定等の見直し及びフレックスタイム制の更なる柔軟化など、個人の事情に配慮した柔軟な働き方等を推進するための措置を示したところである。

また、働きやすさと成長が両立する公務を推進するため、転勤に伴う経済的負担の軽減に加え、キャリア形成の中での転勤の位置付け等に対する職員の理解を深める重要性についても言及したところである。

本県においても、誰もが安心して働き続け、活躍できる勤務環境の整備は、極めて重要であることから、仕事と生活の両立支援の取組をより一層推進していく必要がある。

加えて、職員にとって転勤は、経済的負担のみならず、生活上の負担が大きいことから、その軽減に向けた配慮を行っていくことが望まれる。

(任命権者の取組)

任命権者においては、次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」という。）に基づき、職員一人ひとりが能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれる職場環境の整備を進めている。

令和7年度から勤勉手当における育休応援加算制度の実施や短期間の育児休業等に対応する職員の配置の取組を進めるとともに、本年度は、子育て応援サポーター等による相談体制の充実、育児休業取得期間の延伸及び仕事と育児・介護の両立支援制度の利用促進など、職員が制度を活用しやすい職場環境づくりに取り組んでいる。

また、デジタル技術等の活用やペーパーレス化などによる業務効率化、仕事の質の向上に向けた働き方改革に継続的に取り組んできた結果、知事部局においては、働き方改革に関する職員アンケート結果における肯定的な回答の割合が前年度の51.8%から60.3%に上昇するなど、働きやすい職場環境づくりに向けた取組の効果が現れている。

（任命権者への要請）

人事院が本年の勧告・報告で言及した無給休暇の新設や代休日の指定等の見直しについて、本県においても個人の事情に配慮した柔軟な働き方等を推進するため、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、制度導入等に向けた検討を進めていく必要がある。

また、フレックスタイム制の更なる見直しについては、職場の実情や公務運営への影響を踏まえながら、引き続き検討する必要がある。

併せて、男性職員の育児休業について、知事部局における取得率は98.9%と前年度に続き高い水準を維持しており、取組の成果が着実に現れている。一方、教育委員会及び警察本部においては、それぞれが定める特定事業主行動計画の目標達成まで、依然として大きな開きがあることから、育児休業取得に対する理解促進及び意識醸成を図るとともに、職員が安心して休業を取得できるよう、バックアップ体制の整備や業務体制の見直しなど、取得促進に向けたより実効性のある施策を講ずる必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、国及び他の都道府県の取組等について調査研究を進めるとともに、任命権者と連携しながら、職員一人ひとりの事情に配慮した柔軟な働き方の実現や働きやすい勤務環境の整備に向けた継続的な取組を進め、仕事と生活の両立支援の充実を図っていく。

男女別の育児休業の取得率の推移

（単位：％）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局等	46.8	100.0	74.2	100.0	88.2	100.0	98.7	100.0	98.9	100.0
教育委員会	8.2	99.3	13.5	100.0	26.6	100.0	37.6	99.2	48.3	100.0
警察本部	18.8	100.0	77.6	100.0	79.0	100.0	77.4	100.0	68.2	100.0

（注）1 女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表資料から引用した。

2 「知事部局等」とは、教育委員会及び警察本部以外の任命権者の合計値であり、「警察本部」は、一般職員を除く警察官の数値である。

3 知事部局等の令和4年度以降の取得率は、総務省による勤務条件等調査と同様に算出した割合であり、令和3年度以前の集計方法と異なるものである。

（2）長時間勤務の解消等

長時間勤務の解消は、職員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮できる勤務環境の実現につながるほか、職員の心身の健康の保持増進、仕事と生活の両立並びに多

様で有為な人材の確保及び定着にも資するものであり、極めて重要である。

（任命権者の取組）

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、業務の見直し、適正な勤務時間管理の徹底、業務支援の積極的な活用及び業務量の平準化に取り組み、所属及び職員の負担軽減を図っている。

また、知事部局等では、特定事業主行動計画において、職員一人当たりの超過勤務時間を令和 12 年度までに月平均 12 時間以下とする目標を掲げ、仕事と生活を両立できる職場環境の整備を進めている。

さらに、岩手県生成 A I 利活用ポータルサイトの構築・拡充や実践的な活用方法の共有を通じ、生成 A I をはじめとするデジタル技術の活用を促進しているほか、庶務事務の改善について部局横断的な検討を進めるなど、業務の効率化及び職員の負担軽減に取り組んでいる。

令和 7 年度の職員一人当たりの月間超過勤務時間数は 13.5 時間となり、大規模な危機事案への対応により増加した令和 6 年度の 15.0 時間から 1.5 時間減少した。

また、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員数は、原則的部署（月 45 時間・年 360 時間の上限）及び他律的な業務の比重が高い部署（月 100 時間未満・年 720 時間の上限）のいずれにおいても減少している。これらの状況から、各任命権者による長時間勤務の解消に向けた取組は、一定の効果が認められる。

（任命権者への要請）

各任命権者においては、長時間勤務の解消に係る目標の達成に向け、所属ごとの勤務実態を継続的に把握し、長時間勤務の要因を分析した上で、業務量に応じた適切な執行体制の確保、デジタル技術の活用による業務効率化、業務の精選・簡素化等の業務改善の取組を継続的に推進し、職員の負担軽減につなげていく必要がある。

また、上限を超えて超過勤務を命じられた職員が、なお一定数見られることから、長時間勤務が恒常化している所属においては、管理職員が職員一人ひとりの勤務状況を適時に把握し、業務量の平準化や業務配分の見直し、業務支援の活用等を機動的に行うことにより、長時間勤務の解消を図るなど、組織全体で実効性のある取組を推進していく必要がある。

職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の推移

（単位：時間）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
15.5	15.6	14.7	15.0	13.5

（注）1 医療局及び企業局の職員並びに教育委員会の教育職員を除く職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の平均である。

2 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものである。

（教育職員の長時間勤務の解消）

学校教育の実施に当たっては、教育職員一人ひとりの自発性・創造性の発揮が期待される一方、学校が対応する課題は複雑化・困難化しており、教育職員の長時間勤務の解消は、心身の健康及び福祉の確保、教育活動の質の維持向上並びに教員志願者の確保の観点からも極めて重要である。

教育委員会の取組としては、令和7年度に改定した「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」を「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「業務量管理計画」という。）に位置付け、時間外在校等時間が月80時間以上の教育職員数をゼロとする目標に加え、月平均で25時間程度とする努力目標を設定している。また、校務における生成AIの活用や勤務時間管理システムの導入等を進めている。

本委員会が実施した事業場調査によると、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員は、令和6年度の189人から令和7年度は75人に減少しており、教育委員会の取組には一定の効果が認められるところであるが、目標の達成に向け、引き続き取組を推進することが求められる。

教育委員会においては、勤務時間管理システムの活用等により、教育職員の勤務時間を客観的かつ適正に把握し、勤務実態や業務内容を踏まえて長時間勤務の要因を分析するとともに、その結果に応じた対策を講ずる必要がある。

また、業務の負担軽減などの観点から、業務量管理計画に基づく各種取組の実施状況及び効果を検証し、その結果を踏まえて取組内容を見直すなど、継続的な改善を図っていくことが重要である。引き続き、市町村教育委員会等とも十分に連携し、県全体の教育職員の勤務環境の整備及び働き方改革を一層推進していく必要がある。

（休暇の取得促進）

任命権者においては、休暇計画表の作成や休暇取得推進期間の設定等を通じ、職員に対して年次有給休暇を年5日以上取得するよう働き掛けるなど、休暇の取得促進に向けた取組を行っている。

休暇の取得は、職員の健康の保持増進や仕事と生活との調和はもとより、公務能率の向上にも寄与する。このため、職員が年5日以上の年次有給休暇を確実に取得できるよう、計画的な取得を促進するとともに、夏季休暇についても、使用可能期間内に所定の日数を取得できるよう、業務の相互補完や計画的な取得の働き掛けなど、休暇を取得しやすい環境づくりを進める必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会は、事業場調査や任命権者との意見交換等を通じて勤務実態及び取組状況を把握し、必要な指導・助言を行うことにより、長時間勤務の解消及び休暇の取得促進に向け、労働基準監督機関としての役割を果たしていく。

また、教育委員会における業務量管理計画の実施状況及び教育職員の勤務実態につ

いて、教育委員会と認識を共有するとともに、同計画に基づく取組の効果を把握し、必要な指導・助言を行っていく。

(3) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。

また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、職員が自らの能力を十分に発揮し、県民に質の高い行政サービスを提供するためにも、その防止は重要な課題である。

こうしたことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員は、自らがハラスメントを行わないことはもとより、職員の安全と健康に配慮し、安心して業務を遂行できる職場環境の整備に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する必要がある。

ハラスメントは誰もが行為者にも被害を受ける側にもなり得るため、職員一人ひとりが互いの人格を尊重し、その防止を意識するとともに、職員が人事上の不利益や職場内の人間関係などを懸念することなく、相談できる体制を着実に整備することが重要である。

また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）により、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる求職者等セクハラ）について、事業主が雇用管理上必要な措置を講ずることが本年10月から義務化された。任命権者においては、事案に対応した職員が過度な精神的負担を負うことがないよう、組織として対応できる体制を一層整備するとともに、職員採用選考をはじめとする求職活動の場面において、求職者等が安心して選考等に臨むことができる環境を確保するなど、改正法の趣旨を踏まえた適切な対応を進める必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、管理職員に対し、各種研修や人事評価の機会を活用してハラスメント対策の必要性について理解を促すとともに、所属の業務方針に「ハラスメントの防止」の項目を追加し、「コンプライアンス確立の日」等を活用した意識啓発を継続して行うなど、良好な職場づくりに向けた取組を行っている。

令和7年度から相談窓口の拡充や相談員の増員等を行い、職員がより相談しやすい環境を整備するとともに、本年度は、管理職員を対象として、コミュニケーション力等の実践力向上に係る特別研修を実施し、マネジメント力の向上を図っている。

また、改正法の施行に合わせ、「ハラスメントの防止等に関する基本方針」を見直し、

職員志望者を対象に含めるとともに、相談・苦情の窓口を明確にしたところである。

一方、本委員会が設置する苦情相談窓口に寄せられた職員からのハラスメントに関する相談は、令和7年度は15件であり、相談件数全体の42.9%を占めている。令和3年度から令和7年度までの平均は約5割となっており、依然として全体の相談の半数を占める状況である。

また、任命権者が設置する相談窓口におけるハラスメントに関する相談件数についても、令和7年度は前年度から9件増加して41件となっている。

（任命権者への要請）

職員が安心して働くことができる職場環境を整備し、県民に対して質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、ハラスメントの未然防止、相談しやすい環境の整備及び問題発生時の迅速かつ適切な対応を一体的に進めることが重要である。仮に問題が発生した場合には、被害を受けた職員を保護するとともに、適切に事実関係を確認した上で、事案に応じた必要な措置等を講じ、問題の早期解決及び再発防止を着実に図ることが求められる。

任命権者においては、引き続き、研修及び意識啓発を通じて職員の理解を深めるとともに、外部相談員の活用などによる相談体制の更なる充実を図る必要がある。また、公益通報窓口についても、ハラスメントに関する相談を受け付けていることを明確にした上で、相談窓口としての機能強化を図る必要がある。併せて、各相談窓口の継続的な周知に取り組み、職員が一人で悩みを抱え込むことなく安心して相談できる環境の整備を一層進める必要がある。

加えて、管理職員をはじめとする職員一人ひとりにおいては、ハラスメントの未然防止のため、互いの人格を尊重するとともに、ハラスメントに関する正しい理解と認識を持ち、日頃から円滑なコミュニケーションを図ることのできる職場づくりを進める必要がある。

カスタマーハラスメントについては、県民の声を県政に生かすことを基本としつつ、社会通念上許容される範囲を超える言動に関する組織共通の判断要素と対応方針を整備し、各職場で共有する必要がある。併せて、職員個人に対応を委ねることなく、職員が利用できる相談窓口の周知に努めるとともに、具体的な対応方法や事案の内容に応じた関係部局との連携体制を整備し、実効性のある対策を講じていく必要がある。

さらに、求職者等セクハラについては、職員採用選考をはじめとする求職活動の場面において、その防止に向けた職員への周知・啓発を図るとともに、求職者等に対し相談窓口を周知するなど、求職者等が安心して選考等に臨むことができる環境の整備を進める必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、支援を必要とする職員が適時に相談できるよう、苦情相談制

度及び相談窓口について積極的な周知を行い、認知度向上に向けた取組を行っていく。

また、窓口に寄せられた相談については、相談者の悩みや状況を適切に把握し、必要な支援や制度につなげられるよう相談担当者の対応力の向上を図っていく。

さらに、被害を受けた職員以外の職員からのハラスメント相談については、内容の具体性や緊急性等を踏まえ、柔軟な相談体制の整備に取り組むとともに、任命権者と緊密に連携し、事案の内容に応じた適切な対応につなげていく。

加えて、本委員会が実施する職員採用試験についても、改正法の趣旨を踏まえ、試験に携わる職員に対する研修の実施など、引き続き、受験者が安心して受験できる試験環境の確保に努めていく。

苦情相談制度における相談件数の推移

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A.受理件数	24	40	48	35	35
B.うちハラスメント関係	11	24	19	20	15
B/A	45.8%	60.0%	39.6%	57.1%	42.9%

(注) 本委員会の苦情相談制度において受け付けた知事部局、教育委員会及び警察本部の職員からの相談件数である。

(4) 心身の健康増進

心身の健康の保持増進は、職員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供する上で極めて重要であり、仕事と生活の調和がとれた働き方を実現するための基盤となるものである。こうしたことから、組織として職員一人ひとりの健康に配慮するとともに、適切な健康管理を行い、職員の心身の健康を確保していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、各種健康診断の実施、生活習慣病の予防、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導に取り組んでいる。特に、メンタルヘルスについては、ストレスチェックや個別相談等を実施し、精神疾患の未然防止から復職支援、再発防止まで一貫した対策を総合的に推進しているところである。

しかしながら、長期療養者に占める精神疾患を原因とする者の割合は、7割を超える高い水準で推移している。また、14日以上療養者のうち、精神疾患による療養者を年代別に見ると、30歳台以下の職員が高い割合を占めている。

こうした中、知事部局においては、採用1年目から3年目までの職員に加え、初めての人事異動により勤務環境に変化があった職員も対象とした職員健康交流会を実施している。また、本年度から、採用2年目の職員を対象としたメンタルヘルスセミナーや若手職員とのコミュニケーションスキルの向上を図るための管理職員向け研修を実施している。

教育委員会においては、新採用職員に加え、学校等から初めて本庁に転入した異動者も対象にメンタルヘルスの研修を実施しているほか、警察本部においては、採用5年目の職員を対象に職業性レジリエンスの向上をテーマとした研修を実施し、職員のメンタルヘルス対策を強化している。

（任命権者への要請）

近年、複雑化・多様化・高度化する行政課題に加え、災害や危機事案への対応などにより、職員のストレスや疲労が蓄積し、心身の不調を抱える職員の増加が懸念される。

このため、任命権者においては、職員の心身の状況を適切に把握し、その健康管理に十分配慮する必要がある。特に、若手職員に対するセルフケアに関する研修や相談支援を充実するとともに、不調を早期に把握し、必要な支援に適切につなげるなど、採用初期から継続的かつ組織的なメンタルヘルス対策を一層推進する必要がある。

また、管理職員においては、若手職員や異動等により勤務環境に変化があった職員の状況を適切に把握し、心身の健康に配慮するとともに、日頃からのコミュニケーションを通じて、仕事の悩みや不安を相談しやすい環境づくりに努め、職員が心身ともに健康で、いきいきと働くことのできる職場環境の整備を進める必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、引き続き、職員の心身の健康の保持増進に向けた任命権者の取組を支援していくとともに、長時間勤務の縮減や休暇取得の促進に向け、労働基準監督機関として、労働関係法令の周知徹底を図り、必要な指導・助言を行っていく。

長期療養者数の推移

（単位：人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A. 長期療養者	141	161	176	168	163
B. うち精神疾患による長期療養者	101	119	141	132	119
B/A	71.6%	73.9%	80.1%	78.6%	73.0%

（注） 1 知事部局、教育委員会及び警察本部における長期療養者数の合計である。

2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

Ⅳ おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ、月例給については給料表全体の水準を引上げ、その改定に当たっては、業務遂行において重要な役割を担う中堅層以上の職員について、昨年を上回る改定を行うとともに、初任給を引き上げることとした。また、特別給については期末手当及び勤勉手当の双方を引き上げることとした。

本県の職員においては、県民の安全・安心な暮らしを守り、幸福を実現するため、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興を始め、県が直面する様々な課題に対し、日々全力を挙げて職務に精励している。また、県内で発生した高病原性鳥インフルエンザや大規模林野火災、ツキノワグマ被害対策などの危機事案に対し、多くの職員が過酷な環境下で懸命に尽力したものと認識している。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、こうした職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気を高め、個人と組織の力を最大限に発揮しながら、質の高い行政サービスを持続的に提供するための重要な基盤となるものである。

また、職員が心身ともに健康で、安心して意欲的に働き、成長することができる勤務環境の整備や働き方改革の推進に取り組むことは、公務職場の魅力を一層高め、有為な人材の確保及び定着にも資するものとする。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を418,600円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,600円とすること。

(3) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員に係る宿日直勤務は8,000円、その他の職員に係る宿日直勤務は5,000円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ12,000円、7,500円）とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 8 年12月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分、勤勉手当の支給割合を1.0875月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を0.7375月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5375月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.0875月分、勤勉手当の支給割合を1.2875月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6375月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.9875月分、勤勉手当の支給割合を0.9125月分と

すること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に 3 を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

Ⅱ 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、Ⅰの 1 の(4)のア、2 の(2)のア及び 3 の(2)のアについては同年12月 1 日から、Ⅰの 1 の(4)のイ、2 の(2)のイ並びに 3 の(2)のイ及びウについては令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	206,600	253,200	288,300	323,200	347,100	382,600	437,900	490,800	546,200	589,600
	2	207,700	254,500	289,300	324,700	349,000	384,300	439,800	496,100	553,000	596,600
	3	208,900	255,900	290,300	326,100	350,800	385,900	441,700	501,000	558,100	602,600
	4	210,000	257,400	291,300	327,500	352,600	387,500	443,600	505,700	562,400	607,400
	5	211,100	258,800	292,400	329,000	354,300	389,200	445,500	509,700	565,800	611,400
	6	212,800	260,200	293,400	330,200	356,100	391,000	447,300	513,100	569,000	614,300
	7	214,400	261,600	294,400	331,300	358,000	392,500	449,100	516,000	571,900	616,700
	8	216,000	263,000	295,400	332,500	359,600	394,100	450,900	518,500	574,400	618,600
	9	217,600	264,400	296,400	333,800	361,200	395,400	452,500	520,500	576,400	
	10	219,300	265,700	297,500	335,400	362,900	397,000	454,000			
	11	220,900	267,000	298,500	337,200	364,600	398,700	455,600			
	12	222,500	268,300	299,500	338,800	366,300	400,200	457,100			
	13	224,000	269,600	300,600	340,300	367,900	402,100	458,600			
	14	225,700	270,900	301,900	341,900	369,500	404,000	459,700			
	15	227,400	272,300	303,200	343,600	371,100	405,900	461,000			
	16	229,100	273,500	304,400	345,300	372,600	407,800	462,200			
	17	230,300	274,700	305,700	346,800	373,900	409,300	463,400			
	18	232,000	275,700	307,000	348,500	375,700	411,100	464,700			
	19	233,600	276,800	308,400	350,200	377,300	412,800	466,100			
	20	235,100	277,900	309,600	351,800	378,900	414,400	467,300			
	21	236,600	278,800	310,700	353,200	380,000	416,100	468,500			
	22	238,200	279,800	311,900	355,000	381,500	417,500	469,300			
	23	239,800	280,900	313,200	356,700	383,000	419,000	470,100			
	24	241,500	281,900	314,500	358,300	384,600	420,400	470,900			
	25	243,100	282,900	315,900	359,500	386,300	421,800	471,500			
	26	244,800	283,800	317,000	361,400	388,100	423,000	472,100			
	27	246,100	284,600	318,000	363,200	389,700	424,200	472,700			
	28	247,400	285,400	319,000	364,800	391,400	425,200	473,300			
	29	249,000	286,200	320,200	366,300	392,800	426,300	474,100			
	30	250,000	287,000	321,400	367,900	394,100	427,500	474,900			
	31	251,100	287,900	322,700	369,500	395,400	428,600	475,300			
	32	252,100	288,700	323,900	371,100	396,800	429,800	476,100			
	33	253,200	289,500	325,100	372,900	397,900	430,500	476,600			
	34	254,100	290,300	326,400	374,700	398,800	431,200	477,000			
	35	255,000	291,100	327,800	376,500	399,800	431,800	477,400			
	36	256,100	291,800	329,100	378,300	400,800	432,500	477,800			
	37	257,100	292,500	330,400	379,800	401,600	432,900	478,200			
	38	258,000	293,300	331,800	381,200	402,500	433,500	478,500			
	39	258,900	293,900	333,100	382,600	403,400	434,000	478,800			
	40	259,700	294,700	334,400	384,100	404,200	434,400	479,100			
	41	260,500	295,300	335,800	385,600	405,000	434,800	479,400			
	42	261,100	296,100	337,000	386,400	405,900	435,000	479,700			
	43	261,700	296,800	338,200	387,300	406,700	435,300	480,000			
	44	262,300	297,500	339,400	388,300	407,400	435,600	480,300			
	45	263,000	298,200	340,300	389,200	408,100	435,900	480,600			
	46	263,600	298,900	341,500	390,300	408,800	436,200				
	47	264,200	299,600	342,700	391,200	409,500	436,500				
	48	264,800	300,300	344,000	392,200	410,200	436,800				

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	265,300	301,000	345,100	393,100	410,700	437,000				
	50	265,900	301,700	346,300	393,900	411,300	437,300				
	51	266,500	302,400	347,500	394,600	411,900	437,500				
	52	267,000	303,100	348,800	395,200	412,600	437,800				
	53	267,400	303,600	350,100	395,600	413,000	438,100				
	54	267,800	304,300	351,100	396,200	413,600	438,400				
	55	268,200	304,900	352,200	396,800	414,200	438,700				
	56	268,500	305,600	353,300	397,500	414,700	439,000				
	57	268,800	306,200	354,000	397,800	415,100	439,200				
	58	269,100	306,900	354,900	398,500	415,700	439,500				
	59	269,400	307,500	355,600	399,200	416,300	439,800				
	60	269,700	308,300	356,400	399,800	416,900	440,200				
	61	270,000	308,900	357,200	400,100	417,300	440,400				
	62	270,300	309,400	357,600	400,600	417,800	440,700				
	63	270,600	309,900	358,200	401,200	418,300	441,000				
	64	270,900	310,300	358,900	401,800	418,900	441,200				
	65	271,200	310,800	359,700	402,100	419,200	441,400				
	66	271,500	311,300	360,400	402,700	419,600					
	67	271,900	311,700	361,100	403,400	419,900					
	68	272,200	312,200	361,700	404,000	420,300					
	69	272,500	312,700	362,200	404,500	420,600					
	70	272,800	313,200	362,800	405,000	420,900					
	71	273,100	313,600	363,300	405,600	421,200					
	72	273,400	314,100	363,900	406,100	421,400					
	73	273,700	314,500	364,200	406,600	421,600					
	74	274,000	314,900	364,700	407,200	421,900					
	75	274,300	315,200	365,000	407,600	422,200					
	76	274,600	315,500	365,400	407,900	422,400					
	77	274,900	315,700	365,800	408,300	422,600					
	78	275,200	316,000	366,300	408,800	422,900					
	79	275,500	316,200	366,800	409,200	423,200					
	80	275,800	316,500	367,300	409,600	423,400					
	81	276,100	316,700	367,600	410,000	423,600					
	82	276,500	316,900	368,000	410,500	423,900					
	83	276,800	317,200	368,400	410,900	424,200					
	84	277,100	317,400	368,900	411,300	424,400					
	85	277,400	317,700	369,200	411,600	424,600					
	86	277,700	317,900	369,600	412,100	424,800					
	87	278,000	318,200	370,000	412,500	425,100					
	88	278,300	318,500	370,400	412,900	425,300					
	89	278,600	318,800	370,600	413,200	425,500					
	90	278,900	319,100	371,000	413,700						
	91	279,200	319,400	371,400	414,100						
	92	279,500	319,700	371,800	414,500						
	93	279,800	319,900	372,000	414,800						
	94		320,100	372,300							
	95		320,400	372,700							
	96		320,800	373,000							
	97		321,100	373,300							
	98		321,400	373,700							
	99		321,700	374,100							
	100		322,100	374,500							

	101		322,300	375,000							
	102		322,600	375,400							
	103		322,900	375,800							
	104		323,200	376,200							
	105		323,400	376,700							
	106		323,700	377,100							
	107		324,000	377,400							
	108		324,300	377,700							
	109		324,500	378,100							
	110		324,800								
	111		325,200								
	112		325,500								
	113		325,700								
	114		325,900								
	115		326,200								
	116		326,600								
	117		326,800								
	118		327,000								
	119		327,300								
	120		327,600								
	121		327,900								
	122		328,100								
	123		328,400								
	124		328,700								
	125		329,000								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		220,500	249,500	294,700	317,300	334,200	362,300	408,600	445,900	503,600	590,900

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	237,800	259,200	282,400	321,800	359,000	381,600	413,700	450,800	499,000
	2	240,300	261,400	284,400	322,800	360,500	383,400	415,500	452,400	505,100
	3	242,700	263,600	286,500	323,700	361,900	385,200	417,100	453,900	510,000
	4	245,100	265,900	288,600	324,600	363,400	386,900	418,800	455,400	514,300
	5	247,400	268,100	290,600	325,200	364,900	388,500	420,300	457,000	518,300
	6	249,800	270,100	291,900	325,900	366,500	390,200	421,900	458,600	521,700
	7	252,300	272,100	293,300	326,600	367,900	391,900	423,500	460,000	524,600
	8	254,500	273,900	294,600	327,300	369,300	393,500	425,200	461,400	527,100
	9	256,700	275,800	295,900	327,900	370,700	395,100	426,700	462,500	529,300
	10	258,800	277,500	297,200	328,600	372,300	396,700	428,300	463,900	
	11	260,900	279,200	298,400	329,300	374,100	398,300	429,900	465,400	
	12	262,900	280,600	299,600	329,900	375,700	399,900	431,500	467,000	
	13	264,900	282,000	300,900	330,600	377,100	401,500	433,100	468,300	
	14	266,900	283,900	301,900	331,300	378,700	403,200	435,100	470,000	
	15	268,900	285,200	302,900	332,000	380,300	404,800	437,100	471,600	
	16	270,500	286,600	304,300	332,800	381,900	406,400	439,100	473,200	
	17	272,100	288,000	305,400	333,500	383,500	407,900	440,600	474,600	
	18	273,700	289,200	306,500	334,300	385,100	409,500	442,300	476,300	
	19	275,200	290,400	307,700	335,300	386,700	411,100	444,000	478,100	
	20	276,700	291,600	308,800	336,100	388,200	412,800	445,700	479,700	
	21	278,200	292,900	310,000	337,000	389,700	414,300	447,300	480,900	
	22	279,700	294,000	310,600	338,200	391,400	415,900	448,800	481,800	
	23	281,300	295,200	311,100	339,600	393,000	417,600	450,300	482,500	
	24	282,800	296,300	311,700	340,900	394,600	419,300	451,700	483,200	
	25	284,300	297,600	312,100	342,200	396,000	421,100	452,900	483,600	
	26	285,500	299,000	312,700	343,700	397,700	423,100	454,500	484,100	
	27	286,700	300,200	313,300	345,100	399,400	424,900	456,000	484,700	
	28	287,900	301,400	313,800	346,200	401,000	426,800	457,400	485,300	
	29	289,200	302,300	314,200	347,100	402,600	428,500	458,900	485,900	
	30	290,300	303,300	314,800	348,400	404,200	429,900	460,200	486,600	
	31	291,400	304,400	315,300	349,600	405,800	431,100	461,400	487,100	
	32	292,500	305,400	315,800	350,700	407,400	432,500	462,600	487,600	
	33	293,800	306,700	316,300	351,800	409,200	433,500	463,600	488,200	
	34	295,100	307,300	316,900	353,200	411,200	434,600	464,300	488,500	
	35	296,300	307,900	317,300	354,400	413,200	435,600	465,000	488,800	
	36	297,700	308,500	317,700	355,500	415,200	436,600	465,800	489,200	
	37	298,600	308,900	318,300	356,600	416,900	437,700	466,300	489,500	
	38	299,600	309,500	318,900	357,800	418,600	438,800	466,700	489,700	
	39	300,700	310,100	319,500	359,100	420,200	439,900	467,100	490,000	
	40	301,800	310,600	320,000	360,400	421,700	441,000	467,400	490,200	
	41	303,000	311,100	320,600	361,600	422,900	442,300	467,700	490,500	
	42	303,600	311,700	321,300	362,800	423,900	443,100	468,000	490,700	
	43	304,300	312,300	322,000	364,000	424,900	443,900	468,300	490,900	
	44	304,800	312,800	322,600	365,200	425,900	444,500	468,600	491,100	
	45	305,200	313,200	323,200	366,400	426,900	445,000	468,800	491,500	
	46	305,700	313,700	324,100	367,700	428,000	445,700	469,100		
	47	306,200	314,200	324,900	369,000	429,100	446,400	469,400		
	48	306,700	314,700	325,600	370,200	430,300	447,000	469,600		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	307,100	315,200	326,400	371,500	431,600	447,700	469,900		
	50	307,600	315,700	327,400	372,800	432,400	448,100	470,200		
	51	308,100	316,400	328,400	374,000	433,200	448,700	470,500		
	52	308,600	316,900	329,400	375,300	433,800	449,300	470,800		
	53	309,200	317,500	330,600	376,300	434,300	449,700	471,000		
	54	309,800	318,100	331,700	377,600	435,000	450,100	471,300		
	55	310,200	318,800	332,700	378,800	435,600	450,600	471,500		
	56	310,600	319,400	333,700	380,000	436,300	451,100	471,800		
	57	311,100	320,000	334,800	381,100	436,600	451,600	472,000		
	58	311,600	320,800	335,900	382,400	437,300	452,100	472,300		
	59	312,100	321,600	337,100	383,800	438,000	452,600	472,600		
	60	312,500	322,400	338,200	385,300	438,500	453,000	472,800		
	61	313,000	323,200	339,100	386,600	438,900	453,400	473,000		
	62	313,400	324,000	340,300	388,100	439,300	453,700	473,300		
	63	314,000	324,800	341,400	389,600	439,800	454,000	473,600		
	64	314,400	325,700	342,500	391,000	440,400	454,300	473,900		
	65	314,900	326,500	343,500	392,200	440,900	454,500	474,100		
	66	315,400	327,300	344,700	393,600	441,300	454,800			
	67	315,800	328,200	345,800	394,900	441,800	455,100			
	68	316,200	329,000	347,000	396,400	442,300	455,300			
	69	316,700	329,900	348,100	397,500	442,800	455,500			
	70	317,100	330,800	349,200	398,700	443,300	455,800			
	71	317,500	331,700	350,400	399,900	443,900	456,100			
	72	318,100	332,600	351,600	401,100	444,400	456,300			
	73	318,600	333,300	352,400	402,400	444,800	456,500			
	74	319,100	334,300	353,700	403,600	445,400	456,800			
	75	319,700	335,200	355,000	404,800	445,800	457,100			
	76	320,100	336,000	356,300	406,000	446,000	457,300			
	77	320,600	336,700	357,500	407,100	446,300	457,500			
	78	321,100	337,600	358,900	408,300	446,800	457,800			
	79	321,700	338,500	360,300	409,400	447,100	458,100			
	80	322,300	339,500	361,800	410,600	447,400	458,300			
	81	322,900	340,400	363,100	411,700	447,700	458,500			
	82	323,500	341,400	364,700	412,300	448,100	458,800			
	83	324,200	342,300	366,200	412,800	448,500	459,100			
	84	324,800	343,300	367,700	413,300	448,900	459,300			
	85	325,400	344,200	369,100	413,900	449,200	459,500			
	86	326,000	345,200	370,600	414,500	449,600	459,800			
	87	326,700	346,200	372,200	415,100	450,000	460,100			
	88	327,400	347,200	373,600	415,700	450,400	460,300			
	89	328,100	348,100	374,900	416,000	450,700	460,500			
	90	328,800	349,500	376,100	416,500	451,100				
	91	329,500	350,700	377,300	417,100	451,500				
	92	330,200	351,900	378,600	417,600	451,900				
	93	330,700	353,100	379,900	418,000	452,200				
	94	331,400	354,400	381,400	418,400	452,600				
	95	332,300	355,600	383,000	418,900	453,000				
	96	333,100	356,800	384,400	419,400	453,400				
	97	333,800	358,000	385,700	419,800	453,600				
	98	334,600	359,400	386,900	420,300					
	99	335,400	360,600	388,000	420,800					
	100	336,300	361,800	389,200	421,200					

	101	337,200	363,200	390,300	421,500					
	102	338,200	364,100	391,400	421,900					
	103	339,200	365,100	392,500	422,300					
	104	340,100	366,200	393,700	422,600					
	105	340,900	367,300	394,900	422,900					
	106	341,500	368,400	395,400	423,400					
	107	342,100	369,400	396,000	423,900					
	108	342,700	370,500	396,600	424,400					
	109	343,200	371,700	397,200	424,700					
	110	343,700	372,700	397,700	425,200					
	111	344,100	373,700	398,100	425,700					
	112	344,600	374,600	398,600	426,200					
	113	345,400	375,500	399,000	426,500					
	114	346,100	376,400	399,400	427,000					
	115	346,800	377,300	399,900	427,500					
	116	347,400	378,300	400,400	428,100					
	117	348,000	379,300	400,800	428,500					
	118	348,700	379,700	401,300	429,000					
	119	349,400	380,300	401,900	429,400					
	120	350,100	381,000	402,400	429,900					
	121	350,700	381,300	402,600	430,300					
	122	351,000	381,700	403,100						
	123	351,500	382,100	403,600						
	124	352,000	382,500	404,000						
	125	352,300	382,900	404,600						
	126		383,300	405,100						
	127		383,700	405,600						
	128		384,100	406,100						
	129		384,500	406,400						
	130		384,900	406,900						
	131		385,300	407,400						
	132		385,700	407,900						
	133		385,900	408,200						
	134		386,400	408,700						
	135		386,700	409,100						
	136		387,000	409,500						
	137		387,300	409,800						
	138		387,700	410,200						
	139		388,200	410,700						
	140		388,700	411,200						
	141		389,000	411,500						
	142		389,500							
	143		390,000							
	144		390,500							
	145		390,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		279,500	292,600	297,500	333,100	352,000	367,900	393,800	432,800	468,500

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	224,400	272,200	346,700	406,300	483,200
	2	226,800	273,600	348,600	407,800	485,000
	3	229,200	275,000	350,500	409,300	486,800
	4	231,500	276,400	352,300	410,800	488,600
	5	233,700	277,800	354,100	412,300	490,400
	6	236,200	279,100	356,000	413,700	492,100
	7	238,400	280,300	357,900	415,300	494,000
	8	240,600	281,500	359,700	416,700	495,800
	9	242,800	282,800	361,600	418,000	497,500
	10	245,000	283,900	363,700	419,400	499,100
	11	247,200	285,000	365,600	420,900	500,900
	12	249,600	286,300	367,400	422,400	502,400
	13	251,800	287,600	369,200	423,800	503,900
	14	253,900	289,300	371,000	425,300	505,200
	15	256,000	291,000	372,600	426,800	506,600
	16	258,100	292,700	374,200	428,300	507,900
	17	260,300	294,500	375,800	429,700	509,100
	18	262,100	296,500	377,200	431,300	509,700
	19	263,800	298,700	378,600	433,000	510,300
	20	265,500	301,000	379,800	434,500	511,000
	21	267,200	303,200	381,200	435,700	511,600
	22	268,600	305,500	382,800	437,100	
	23	269,900	307,800	384,400	438,500	
	24	271,100	310,000	386,000	439,800	
	25	272,300	312,100	387,500	441,400	
	26	273,500	314,100	389,200	442,800	
	27	274,700	316,000	390,800	444,200	
	28	276,000	317,800	392,300	445,600	
	29	277,100	319,700	394,000	447,000	
	30	278,100	321,600	395,600	448,300	
	31	279,200	323,500	397,200	449,800	
	32	280,200	325,200	398,800	451,300	
	33	281,300	326,900	400,400	452,900	
	34	282,400	328,700	402,000	454,400	
	35	283,700	330,400	403,600	456,000	
	36	285,000	332,200	405,100	457,500	
	37	286,200	333,900	406,600	459,200	
	38	287,300	335,700	408,100	460,700	
	39	288,500	337,500	409,600	462,300	
	40	289,600	339,200	411,000	463,900	
	41	291,000	340,700	412,400	465,500	
	42	292,000	342,600	413,900	467,000	
	43	293,000	344,400	415,300	468,200	
	44	293,900	346,100	416,700	469,400	
	45	294,500	348,000	418,200	470,600	
	46	295,300	349,900	419,800	471,900	
	47	296,100	351,600	421,500	473,100	
	48	296,900	353,400	422,900	474,300	

	49	297,700	355,200	424,100	475,400
	50	298,500	357,100	425,500	476,700
	51	299,200	358,800	426,900	477,900
	52	300,000	360,500	428,200	479,100
	53	300,800	362,200	429,400	480,300
	54	301,600	363,600	430,600	481,500
	55	302,300	365,100	432,000	482,700
	56	303,100	366,600	433,300	483,900
	57	303,900	368,200	434,600	485,000
	58	304,500	369,800	435,900	485,600
	59	305,300	371,300	437,300	486,100
	60	306,100	373,000	438,500	486,600
	61	306,800	374,600	439,700	487,100
	62	307,400	376,200	441,100	
	63	308,200	377,800	442,600	
	64	308,800	379,300	443,900	
	65	309,800	380,900	445,100	
	66	310,700	382,600	446,300	
	67	311,400	384,200	447,600	
	68	312,100	385,700	449,000	
	69	312,800	387,200	450,300	
	70	313,500	388,800	451,500	
	71	314,200	390,300	452,500	
	72	314,900	391,800	453,800	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	315,700	393,300	455,000	
	74	316,400	394,900	456,100	
	75	317,100	396,500	457,300	
	76	317,700	398,000	458,300	
	77	318,300	399,500	459,400	
	78	319,000	400,900	460,400	
	79	319,700	402,300	461,400	
	80	320,300	403,600	462,400	
	81	320,900	404,900	463,300	
	82	321,600	406,300	464,100	
	83	322,300	407,600	465,000	
	84	323,000	409,000	465,800	
	85	323,700	410,100	466,500	
	86	324,500	411,500	466,900	
	87	325,200	412,800	467,300	
	88	325,800	414,100	467,700	
	89	326,500	415,300	468,100	
	90	327,300	416,600	468,400	
	91	328,100	417,700	468,700	
	92	328,900	419,000	468,900	
	93	329,400	420,200	469,200	
	94	330,100	421,300	469,500	
	95	330,800	422,500	469,800	
	96	331,500	423,700	470,000	
	97	332,100	425,100	470,200	
	98	332,700	426,100	470,500	
	99	333,500	427,100	470,800	
	100	334,200	428,100	471,000	

	101	335,000	429,000	471,200		
	102	335,900	430,100	471,500		
	103	336,800	431,200	471,800		
	104	337,600	432,300	472,000		
	105	338,200	433,000	472,200		
	106	339,000	433,900			
	107	339,800	434,800			
	108	340,600	435,700			
	109	341,200	436,500			
	110	341,600	437,300			
	111	341,900	438,100			
	112	342,400	438,900			
	113	342,900	439,500			
	114	343,300	440,200			
	115	343,700	441,000			
	116	344,100	441,700			
	117	344,600	442,300			
	118	345,200	442,800			
	119	345,600	443,100			
	120	346,100	443,400			
	121	346,600	443,700			
	122	347,000	444,000			
	123	347,400	444,300			
	124	347,900	444,500			
	125	348,400	444,700			
	126	348,700	445,000			
	127	349,000	445,300			
	128	349,300	445,500			
	129	349,500	445,700			
	130	349,800	446,000			
	131	350,100	446,300			
	132	350,300	446,500			
	133	350,500	446,700			
	134	350,700	447,000			
	135	350,900	447,300			
	136	351,200	447,500			
	137	351,500	447,700			
	138	351,700	448,000			
	139	352,000	448,300			
	140	352,300	448,500			
	141	352,500	448,700			
	142	352,700	449,000			
	143	353,000	449,300			
	144	353,200	449,500			
	145	353,500	449,700			
	146	353,700				
	147	354,000				
	148	354,300				
	149	354,500				
	150	354,700				
	151	355,000				
	152	355,300				
	153	355,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		270,300	315,600	348,400	379,600	475,300

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	224,400	246,000	346,700	377,400	465,600
	2	226,800	248,400	348,600	378,900	467,000
	3	229,200	250,900	350,500	380,500	468,200
	4	231,500	253,400	352,300	382,000	469,500
	5	233,700	255,900	354,100	383,400	470,600
	6	236,200	258,300	356,000	384,900	471,700
	7	238,400	260,700	357,900	386,200	472,900
	8	240,600	263,300	359,700	387,600	474,200
	9	242,800	265,700	361,600	389,100	475,500
	10	245,000	267,300	363,700	390,400	476,800
	11	247,200	268,900	365,600	391,900	477,900
	12	249,600	270,600	367,400	393,200	479,000
	13	251,800	272,200	369,200	394,600	480,200
	14	253,900	273,600	371,000	395,900	481,000
	15	256,000	275,000	372,600	397,100	481,800
	16	258,100	276,400	374,200	398,400	482,700
	17	260,300	277,800	375,800	399,400	483,600
	18	262,100	279,100	377,200	400,700	484,000
	19	263,800	280,300	378,600	402,000	484,500
	20	265,500	281,500	379,800	403,100	485,000
	21	267,200	282,800	381,200	404,100	485,500
	22	268,600	283,900	382,600	405,400	
	23	269,900	285,000	384,000	406,600	
	24	271,100	286,300	385,400	407,700	
	25	272,300	287,600	386,700	408,700	
	26	273,400	289,300	388,200	409,800	
	27	274,500	291,000	389,600	410,900	
	28	275,600	292,700	390,900	412,000	
	29	276,900	294,400	392,100	413,200	
	30	278,000	296,500	393,600	414,400	
	31	279,100	298,700	394,900	415,500	
	32	280,100	301,000	396,200	416,600	
	33	281,200	303,300	397,500	417,600	
	34	282,200	305,500	398,600	418,700	
	35	283,300	307,800	399,700	419,900	
	36	284,400	310,000	401,000	421,100	
	37	285,600	312,100	402,200	422,300	
	38	286,500	314,100	403,300	423,600	
	39	287,500	316,000	404,500	424,700	
	40	288,600	317,800	405,600	425,800	
	41	289,800	319,700	406,700	426,900	
	42	291,000	321,600	407,800	428,200	
	43	292,100	323,500	409,000	429,200	
	44	293,200	325,300	410,200	430,300	
	45	294,100	327,200	411,300	431,600	
	46	294,900	328,800	412,500	432,800	
	47	295,700	330,400	413,700	434,000	
	48	296,500	332,200	414,800	435,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	297,200	333,900	415,700	436,300
	50	298,000	335,700	416,900	437,300
	51	298,700	337,500	417,900	438,600
	52	299,400	339,200	419,100	439,800
	53	300,200	340,700	419,900	441,000
	54	301,000	342,600	421,000	442,200
	55	301,600	344,400	422,000	443,300
	56	302,300	346,100	423,000	444,400
	57	303,000	347,900	424,100	445,400
	58	303,900	349,900	425,100	446,600
	59	304,700	351,600	426,200	447,800
	60	305,300	353,400	427,300	449,000
	61	305,900	355,200	428,300	449,600
	62	306,600	357,100	429,400	450,400
	63	307,300	358,800	430,600	451,100
	64	307,800	360,500	431,600	451,600
	65	308,500	362,200	432,500	451,900
	66	309,200	363,600	433,400	452,200
	67	309,900	365,100	434,400	452,600
	68	310,500	366,600	435,400	453,100
	69	311,200	368,200	436,200	453,400
	70	311,900	369,700	437,000	453,800
	71	312,500	371,200	437,700	454,100
	72	313,200	372,800	438,500	454,400
	73	313,700	374,200	439,200	454,700
	74	314,400	375,800	439,800	455,000
	75	315,200	377,300	440,500	455,300
	76	315,700	378,700	441,300	455,600
	77	316,300	380,100	441,900	455,800
	78	317,000	381,700	442,600	456,100
	79	317,600	383,200	443,100	456,400
	80	318,200	384,800	443,700	456,600
	81	318,700	386,100	444,100	456,800
	82	319,300	387,400	444,500	
	83	319,900	388,700	444,800	
	84	320,600	390,000	445,000	
	85	321,000	391,100	445,200	
	86	321,400	392,300	445,500	
	87	321,900	393,300	445,800	
	88	322,400	394,400	446,000	
	89	322,800	395,400	446,200	
	90	323,200	396,500	446,500	
	91	323,600	397,700	446,800	
	92	324,000	398,700	447,000	
	93	324,300	399,800	447,200	
	94	324,700	400,900	447,500	
	95	325,100	401,900	447,800	
	96	325,500	403,000	448,000	
	97	325,800	404,000	448,200	
	98	326,200	405,000	448,500	
	99	326,500	405,900	448,800	
	100	326,800	406,800	449,000	

101	327,200	407,700	449,200
102	327,500	408,700	449,500
103	327,800	409,500	449,800
104	328,100	410,400	450,000
105	328,300	411,200	450,200
106	328,600	412,100	
107	328,900	413,000	
108	329,100	413,900	
109	329,300	414,700	
110	329,500	415,600	
111	329,800	416,500	
112	330,100	417,600	
113	330,300	418,200	
114	330,500	419,100	
115	330,700	420,000	
116	331,000	420,900	
117	331,300	421,700	
118	331,500	422,400	
119	331,800	423,200	
120	332,100	424,000	
121	332,300	424,600	
122	332,500	425,300	
123	332,700	426,000	
124	333,000	426,600	
125	333,300	427,200	
126		427,900	
127		428,500	
128		429,100	
129		429,700	
130		430,300	
131		430,800	
132		431,300	
133		431,600	
134		431,900	
135		432,100	
136		432,400	
137		432,700	
138		433,000	
139		433,300	
140		433,600	
141		433,900	
142		434,200	
143		434,500	
144		434,800	
145		435,000	
146		435,300	
147		435,600	
148		435,800	
149		436,000	
150		436,300	
151		436,600	
152		436,800	

	153		437,000			
	154		437,300			
	155		437,600			
	156		437,800			
	157		438,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		261,100	312,400	343,600	372,900	463,900

研究職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,100	258,700	353,500	405,300	480,500
	2	208,200	263,000	355,500	406,800	490,800
	3	209,400	265,900	357,500	408,200	500,600
	4	210,500	268,700	359,400	409,600	510,600
	5	211,600	271,300	361,400	411,000	520,600
	6	213,800	273,100	363,500	412,400	530,700
	7	215,900	274,600	365,500	413,700	539,500
	8	218,000	276,200	367,400	415,200	547,400
	9	220,100	277,700	369,300	416,600	555,300
	10	222,300	279,700	371,000	418,100	562,500
	11	224,300	281,700	372,600	419,500	567,800
	12	226,300	283,600	374,200	420,900	572,300
	13	228,300	285,700	375,800	422,100	575,300
	14	230,200	287,900	376,900	423,700	577,300
	15	232,100	290,100	378,000	425,200	
	16	234,000	292,300	379,000	426,700	
	17	235,700	294,500	380,300	428,200	
	18	237,500	296,900	381,500	429,800	
	19	239,300	299,300	382,700	431,400	
	20	241,100	301,700	383,900	433,200	
	21	243,100	304,000	385,200	434,400	
	22	244,900	306,300	386,400	435,800	
	23	246,600	308,400	387,500	437,200	
	24	248,300	310,500	388,500	438,500	
	25	250,000	312,600	389,600	439,800	
	26	252,200	314,600	390,600	441,100	
	27	254,100	316,500	391,500	442,600	
	28	256,000	318,400	392,600	444,200	
	29	257,900	320,300	393,500	445,400	
	30	259,100	321,800	394,200	446,600	
	31	260,200	323,500	395,000	448,200	
	32	261,400	325,000	395,700	449,700	
	33	262,800	326,500	396,300	451,000	
	34	264,100	328,000	397,000	452,400	
	35	265,500	329,500	397,700	453,900	
	36	266,900	331,100	398,500	455,300	
	37	268,300	332,500	399,300	456,700	
	38	269,900	333,500	400,000	458,100	
	39	271,400	334,400	400,800	459,500	
	40	273,000	335,200	401,500	460,900	
	41	274,400	335,900	402,300	462,000	
	42	275,700	336,400	403,400	463,300	
	43	277,100	336,900	404,600	464,700	
	44	278,600	337,400	405,800	466,100	
	45	280,100	337,800	406,500	466,900	
	46	281,400	338,300	407,600	467,700	
	47	282,700	338,800	408,400	468,600	
	48	283,900	339,200	409,100	469,500	

	49	285,100	339,600	409,800	470,300
	50	286,300	340,000	410,500	471,100
	51	287,400	340,400	411,100	471,700
	52	288,500	340,900	411,700	472,500
	53	289,500	341,300	412,300	472,900
	54	290,600	341,800	413,000	473,500
	55	291,600	342,200	413,800	474,000
	56	292,600	342,600	414,600	474,500
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	293,700	343,000	415,200	475,000
	58	294,400	343,300	416,000	
	59	294,900	343,700	416,700	
	60	295,500	344,100	417,500	
	61	296,100	344,500	418,100	
	62	296,700	345,000	418,800	
	63	297,300	345,700	419,400	
	64	297,900	346,200	420,100	
	65	298,500	346,600	420,800	
	66	299,100	347,200	421,400	
	67	299,700	347,700	422,000	
	68	300,200	348,300	422,700	
	69	300,800	348,800	423,400	
	70	301,500	349,300	423,900	
	71	302,100	349,700	424,500	
	72	302,700	350,300	425,100	
	73	303,400	350,800	425,600	
	74	304,000	351,400	426,200	
	75	304,700	352,000	426,800	
	76	305,400	352,700	427,300	
	77	306,100	353,300	427,800	
	78	306,800	353,700	428,400	
	79	307,500	354,400	428,900	
	80	308,000	355,100	429,600	
	81	308,600	355,700	430,000	
	82	309,300	356,400	430,500	
	83	310,000	357,000	431,000	
	84	310,700	357,600	431,700	
	85	311,200	358,100	432,100	
	86	311,900	358,700	432,600	
	87	312,600	359,100	433,100	
	88	313,200	359,400	433,800	
	89	313,700	359,700	434,200	
	90	314,300	360,200	434,700	
	91	315,000	360,500	435,200	
	92	315,600	360,900	435,900	
	93	316,200	361,200	436,300	
	94	316,800	361,500		
	95	317,400	361,900		
	96	317,900	362,300		
	97	318,200	362,800		
	98	318,600	363,300		
	99	319,000	363,800		
	100	319,500	364,300		

	101	319,900	364,800			
	102	320,200	365,300			
	103	320,500	365,700			
	104	320,800	366,200			
	105	321,200	366,700			
	106	321,500	367,000			
	107	321,900	367,500			
	108	322,300	367,900			
	109	322,500	368,400			
	110	322,900	368,900			
	111	323,200	369,300			
	112	323,400	369,700			
	113	323,700	370,200			
	114	324,000	370,600			
	115	324,300	371,000			
	116	324,600	371,400			
	117	324,800	371,900			
	118	325,100	372,300			
	119	325,300	372,700			
	120	325,600	373,100			
	121	325,900	373,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		252,100	298,900	327,100	374,600	439,300

医療職給料表
ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	

	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		339,500	386,200	446,500	528,200

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	211,800	251,200	286,500	305,900	340,200	388,100	444,300
	2	214,000	252,600	287,300	306,800	341,800	389,900	446,300
	3	216,100	253,900	288,000	307,500	343,300	391,500	448,300
	4	218,200	255,200	288,900	308,200	344,700	393,100	450,200
	5	220,300	256,400	289,700	309,000	346,200	394,600	452,000
	6	222,300	257,500	290,500	309,700	347,800	396,200	453,700
	7	224,300	258,500	291,300	310,400	349,500	397,900	455,400
	8	226,200	259,400	292,000	311,100	351,000	399,500	456,900
	9	228,000	260,600	292,700	311,900	352,500	401,100	458,400
	10	229,900	261,700	293,500	312,600	354,100	403,100	459,700
	11	231,800	262,800	294,400	313,500	355,700	405,100	461,000
	12	234,000	264,000	295,200	314,100	357,300	407,100	462,300
	13	235,700	265,300	296,000	314,700	358,800	408,600	463,600
	14	237,700	266,400	296,800	315,800	360,400	410,300	464,800
	15	239,900	267,600	297,500	317,000	362,000	412,000	466,100
	16	242,000	268,800	298,300	318,300	363,600	413,700	467,200
	17	244,100	269,800	299,100	319,600	365,100	415,400	468,400
	18	245,300	270,800	300,000	320,800	366,700	416,900	469,500
	19	246,300	271,900	300,800	321,900	368,300	418,400	470,700
	20	247,300	273,000	301,500	323,100	369,800	420,000	471,900
	21	248,400	274,100	302,400	324,400	371,100	421,300	473,000
	22	249,200	274,900	303,300	325,600	372,600	422,600	473,800
	23	250,100	275,800	304,200	326,900	374,100	423,900	474,200
	24	251,000	276,600	304,900	328,100	375,600	425,000	474,900
	25	251,900	277,400	305,600	329,300	377,000	426,100	475,400
	26	252,800	278,200	306,500	330,500	378,500	427,200	475,800
	27	253,700	279,000	307,400	331,700	380,000	428,300	476,300
	28	254,600	279,800	308,300	332,900	381,400	429,500	476,700
	29	255,400	280,500	309,100	334,300	382,800	430,300	477,100
	30	256,200	281,300	310,100	335,500	384,500	431,100	477,500
	31	256,900	282,200	311,100	336,800	385,900	431,800	477,800
	32	257,800	283,000	312,100	338,000	387,400	432,600	478,100
	33	258,500	283,800	313,100	339,200	388,600	433,000	478,400
	34	259,100	284,600	314,200	340,300	389,700	433,600	478,700
	35	259,700	285,200	315,400	341,500	390,900	434,100	479,000
	36	260,400	286,000	316,300	342,800	392,000	434,500	479,300
	37	261,100	287,000	317,300	344,100	393,000	434,900	479,600
	38	261,700	287,700	318,400	345,300	393,800	435,100	
	39	262,300	288,600	319,500	346,500	394,800	435,400	
	40	262,900	289,300	320,500	347,600	395,900	435,700	
	41	263,400	290,000	321,600	348,500	396,900	436,000	
	42	264,000	290,800	322,800	349,700	397,900	436,300	
	43	264,600	291,600	324,000	350,900	398,900	436,600	
	44	265,100	292,300	325,100	352,000	399,800	436,900	
	45	265,500	293,000	326,100	352,900	400,600	437,100	
	46	266,100	293,800	327,200	353,800	401,400	437,400	
	47	266,500	294,600	328,300	354,800	402,300	437,700	
	48	266,900	295,400	329,500	355,700	403,100	438,000	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	267,300	296,100	330,600	356,600	403,600	438,200
	50	267,900	296,900	331,600	357,500	404,400	438,400
	51	268,400	297,500	332,600	358,500	405,300	438,700
	52	268,900	298,200	333,700	359,500	406,100	439,000
	53	269,200	298,900	334,700	360,000	406,500	439,200
	54	269,500	299,600	335,600	360,900	407,200	
	55	269,800	300,300	336,500	361,600	407,900	
	56	270,100	301,000	337,600	362,500	408,500	
	57	270,400	301,700	338,500	363,200	408,900	
	58	270,700	302,500	339,300	363,500	409,400	
	59	271,000	303,200	340,300	363,900	410,000	
	60	271,300	303,800	341,200	364,500	410,600	
	61	271,600	304,300	342,100	365,100	411,000	
	62	271,900	305,000	342,800	365,800	411,500	
	63	272,300	305,700	343,500	366,500	412,000	
	64	272,600	306,300	344,100	367,100	412,500	
	65	272,900	306,900	344,700	367,800	413,100	
	66	273,200	307,500	345,400	368,300	413,600	
	67	273,500	308,200	346,000	368,900	414,200	
	68	273,800	308,900	346,700	369,600	414,800	
	69	274,100	309,500	347,300	369,900	415,300	
	70	274,400	310,000	347,500	370,400	415,800	
	71	274,700	310,600	347,900	370,800	416,300	
	72	274,900	311,100	348,400	371,300	416,700	
	73	275,100	311,700	349,000	371,800	417,000	
	74	275,400	312,100	349,500	372,300	417,500	
	75	275,700	312,400	350,000	372,800	417,900	
	76	275,900	312,700	350,400	373,200	418,300	
	77	276,200	313,100	351,000	373,500	418,700	
	78	276,500	313,400	351,500	373,800	419,200	
	79	276,800	313,600	351,900	374,000	419,600	
	80	277,000	313,900	352,400	374,300	420,000	
	81	277,200	314,200	352,900	374,800	420,400	
	82	277,500	314,400	353,200	375,100	420,900	
	83	277,800	314,700	353,400	375,400	421,300	
	84	278,000	315,000	353,700	375,700	421,700	
	85	278,200	315,200	354,100	376,100	422,100	
	86		315,400	354,500	376,400	422,600	
	87		315,600	354,800	376,700	423,000	
	88		315,800	355,100	377,000	423,400	
	89		316,200	355,400	377,400	423,800	
	90		316,400	355,600	377,700		
	91		316,600	356,000	377,900		
	92		316,800	356,300	378,200		
	93		317,200	356,600	378,500		
	94		317,400	356,900	378,900		
	95		317,600	357,200	379,300		
	96		317,900	357,400	379,700		
	97		318,200	357,600	380,300		
	98		318,400	357,900	380,700		
	99		318,600	358,200	381,100		
	100		318,900	358,400	381,500		

	101		319,200	358,600	382,000			
	102		319,400	358,800				
	103		319,600	359,200				
	104		319,900	359,400				
	105		320,200	359,600				
	106			359,900				
	107			360,300				
	108			360,700				
	109			360,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		221,600	249,600	281,400	296,700	325,600	371,600	418,000

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	233,900	267,400	306,900	320,600	345,000	389,400
	2	235,800	269,500	307,400	321,100	346,000	391,200
	3	237,700	271,700	307,900	321,600	347,000	392,900
	4	239,400	273,900	308,400	322,100	348,000	394,700
	5	241,100	276,100	308,800	322,600	349,100	396,600
	6	243,000	277,200	309,300	323,100	350,400	398,700
	7	244,900	278,000	309,800	323,700	351,600	400,800
	8	246,600	278,900	310,200	324,100	352,800	402,900
	9	248,300	279,800	310,700	324,600	353,800	404,600
	10	250,200	280,800	311,200	325,100	355,000	406,700
	11	252,200	282,000	311,700	325,800	356,200	408,900
	12	254,100	282,900	312,200	326,300	357,400	410,900
	13	255,900	283,700	312,600	326,700	358,500	412,800
	14	257,900	284,400	313,100	327,300	359,600	414,400
	15	259,900	285,100	313,500	328,000	360,800	416,200
	16	261,900	285,900	314,000	328,600	361,900	418,000
	17	264,000	287,000	314,500	329,300	363,000	419,800
	18	266,000	287,900	314,900	330,200	364,100	421,500
	19	268,100	288,900	315,400	331,200	365,300	423,500
	20	270,100	289,800	315,800	332,100	366,400	425,200
	21	272,000	290,800	316,400	332,900	367,500	426,900
	22	273,300	291,800	316,800	333,900	368,700	428,600
	23	274,400	292,700	317,300	334,800	369,800	430,500
	24	275,400	293,700	317,700	335,600	370,900	432,300
	25	276,500	294,500	318,200	336,400	371,900	433,900
	26	277,300	295,500	318,800	337,400	373,200	435,600
	27	278,100	296,400	319,500	338,300	374,600	437,400
	28	278,900	297,300	320,200	339,200	375,900	439,200
	29	279,800	298,300	321,000	340,000	377,100	440,700
	30	280,500	299,000	321,700	341,100	378,600	442,300
	31	281,200	299,700	322,400	342,200	380,100	443,800
	32	281,800	300,400	323,200	343,300	381,600	445,100
	33	282,500	301,100	324,000	344,600	382,800	446,300
	34	283,100	301,700	324,800	345,600	384,400	447,400
	35	283,700	302,200	325,500	346,700	385,800	448,600
	36	284,200	302,600	326,300	347,800	387,200	449,800
	37	284,800	303,000	327,100	348,900	388,600	451,100
	38	285,500	303,600	327,900	350,000	389,600	452,200
	39	286,200	304,100	328,700	351,100	391,000	453,500
	40	286,900	304,500	329,500	352,300	392,300	454,700
	41	287,600	305,000	330,200	353,100	393,600	455,900
	42	288,200	305,400	331,100	354,200	395,100	456,900
	43	288,900	305,800	332,100	355,300	396,400	458,000
	44	289,500	306,300	333,100	356,300	397,700	459,100
	45	290,300	307,000	334,000	357,200	399,200	460,100
	46	291,100	307,400	335,000	358,100	400,400	460,600
	47	291,800	307,800	336,000	359,100	401,500	461,100
	48	292,400	308,200	336,900	360,100	402,700	461,500

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	292,900	308,800	337,800	361,400	403,800	462,100
	50	293,400	309,200	338,700	362,700	404,700	462,600
	51	293,800	309,600	339,700	363,900	405,800	463,000
	52	294,200	310,100	340,800	365,100	406,700	463,500
	53	294,500	310,700	341,600	366,000	407,300	464,100
	54	295,000	311,100	342,500	367,200	408,100	464,500
	55	295,500	311,500	343,500	368,300	408,900	464,800
	56	295,900	311,900	344,400	369,600	409,700	465,100
	57	296,300	312,400	345,300	370,600	410,400	465,500
	58	296,700	313,100	346,200	371,600	411,100	
	59	297,000	313,800	347,200	372,700	411,800	
	60	297,300	314,500	348,100	373,900	412,400	
	61	297,700	315,300	349,100	375,000	413,000	
	62	298,100	316,200	350,200	376,200	413,600	
	63	298,500	317,100	351,400	377,400	414,300	
	64	298,800	317,800	352,600	378,400	414,900	
	65	299,100	318,500	353,300	379,400	415,600	
	66	299,500	319,400	354,400	380,400	416,100	
	67	300,000	320,200	355,500	381,500	416,800	
	68	300,300	321,000	356,400	382,700	417,300	
	69	300,700	321,800	357,500	383,500	417,700	
	70	301,200	322,700	358,200	384,600	418,300	
	71	301,600	323,600	359,400	385,700	418,700	
	72	301,900	324,400	360,500	386,700	419,000	
	73	302,300	325,300	361,600	387,400	419,300	
	74	302,800	326,100	362,800	388,200	419,800	
	75	303,300	327,000	363,900	389,000	420,200	
	76	303,900	327,900	365,000	389,700	420,500	
	77	304,400	328,800	366,100	390,300	420,800	
	78	304,900	329,700	367,200	390,800	421,300	
	79	305,500	330,600	368,200	391,300	421,800	
	80	305,900	331,400	369,300	391,800	422,200	
	81	306,400	331,900	370,300	392,400	422,500	
	82	306,800	332,600	371,300	393,000	422,900	
	83	307,300	333,400	372,200	393,500	423,400	
	84	307,800	334,200	373,200	394,000	423,800	
	85	308,200	335,000	374,100	394,400	424,200	
	86	308,700	335,800	374,900	394,800	424,600	
	87	309,200	336,900	375,700	395,400	425,100	
	88	309,700	337,900	376,500	395,900	425,500	
	89	310,100	338,800	377,100	396,200	425,900	
	90	310,600	339,800	377,700	396,700	426,300	
	91	311,100	340,800	378,300	397,000	426,800	
	92	311,600	341,800	378,900	397,300	427,200	
	93	312,100	342,600	379,300	397,900	427,700	
	94	312,400	343,300	379,700	398,400	428,100	
	95	312,900	344,000	380,200	398,900	428,600	
	96	313,400	344,600	380,700	399,400	429,000	
	97	313,900	345,000	381,200	400,000	429,400	
	98	314,500	345,300	381,600	400,500		
	99	314,900	345,900	382,100	401,000		
	100	315,300	346,500	382,500	401,400		

101	315,700	346,900	382,800	402,000
102	316,100	347,400	383,300	402,500
103	316,500	348,000	383,600	403,000
104	316,800	348,500	383,900	403,500
105	317,100	348,900	384,300	404,200
106	317,500	349,400	384,800	404,600
107	317,900	349,900	385,300	405,100
108	318,200	350,400	385,800	405,600
109	318,400	350,800	386,300	406,200
110	318,700	351,100	386,800	
111	318,900	351,400	387,300	
112	319,200	351,700	387,700	
113	319,500	352,000	388,100	
114	319,700	352,400	388,500	
115	320,000	352,700	389,000	
116	320,200	353,000	389,500	
117	320,500	353,200	389,900	
118	320,700	353,500	390,400	
119	321,000	353,800	390,900	
120	321,400	354,000	391,400	
121	321,700	354,200	391,800	
122	322,000	354,500		
123	322,300	354,800		
124	322,600	355,100		
125	322,800	355,300		
126	323,000	355,600		
127	323,300	355,900		
128	323,700	356,100		
129	323,900	356,400		
130	324,200	356,600		
131	324,500	356,900		
132	324,900	357,100		
133	325,100	357,400		
134	325,400	357,800		
135	325,700	358,200		
136	326,000	358,600		
137	326,200	358,900		
138	326,500	359,300		
139	326,800	359,700		
140	327,100	360,100		
141	327,300	360,400		
142	327,600	360,800		
143	328,000	361,100		
144	328,300	361,500		
145	328,500	361,800		
146	328,700	362,200		
147	329,000	362,600		
148	329,300	363,000		
149	329,500	363,300		
150	329,700	363,700		
151	330,000	364,100		
152	330,300	364,500		

	153	330,700	364,800				
	154	330,900					
	155	331,100					
	156	331,400					
	157	331,700					
	158	332,100					
	159	332,400					
	160	332,700					
	161	333,100					
	162	333,400					
	163	333,700					
	164	334,000					
	165	334,400					
	166	334,700					
	167	335,000					
	168	335,300					
	169	335,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		272,500	294,900	303,300	315,000	333,600	375,200

別記第1 備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	446,000
2	511,000
3	580,000
4	668,000
5	777,000
6	886,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	373,000
2	411,000
3	442,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	422,000
2	474,000
3	529,000
4	598,000
5	682,000
6	796,000
7	930,000